

# 電気推進船の電気設備に関する事項

## 改正規則等

鋼船規則 H 編

鋼船規則検査要領 H 編

## 改正事項

電気推進船の電気設備に関する事項

## 改正理由

近年、電動機を主推進装置とする電気推進船の設計・検討が数多く行われている。電気推進システムは、操船性（出入港）の向上、推進プラントの効率化、機関室のコンパクト設計による貨物容量の拡大等のメリットがあり、今後、最新技術を取り入れた電気推進システムの採用が増加すると予想される。

このような状況に対応するため、IEC（International Electrotechnical Commission）規格を参考に関連規定の見直しを行った。

## 改正内容

- (1) 電圧総合波形ひずみ率の要件を新規に規定した。
- (2) 推進用電気機器の構造、構成、安全措置等の要件を規定した。
- (3) 推進用半導体電力変換装置において、電気推進船特有の要件でないものは一般規定に移設した。